

あわぎんくでんさい>サービス利用規定

阿波銀行

株式会社阿波銀行（以下「当行」といいます）は、当行を窓口金融機関とする株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「本会社」といいます）の取扱う電子記録債権にかかるサービス（あわぎんくでんさい>サービス、以下「本サービス」といいます）について、次のとおり利用規定（以下「本規定」といいます）を定めます。

第1条（利用申込）

- (1) 本サービスを利用するには、本規定および本会社の定める業務規程、業務規程細則の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込手続きを行うものとします。
- (2) 利用申込にあたっては、業務規程細則第3条に定める事項のほか、当行所定の事項を当行所定の利用申込書により決済用の預金口座を開設した取引店（以下「決済口座取引店」といいます）に届出て申込むものとします。

第2条（サービスの利用方法）

本サービスの利用方法は、以下のいずれかの方法によることとし、利用者が利用申込時に当行に届出ることとします。

- (1) 利用者の契約する「あわぎん法人インターネットバンキング」（以下「法人インバン」といいます）を利用して、本サービス専用のシステム（以下「でんさいWEB」といいます）に接続し、でんさいWEBにより利用する方法（以下本項による利用方法を「法人インバン扱」といいます）
- (2) 本サービスの利用の都度、当行所定の事項を記入した書面を当行本支店窓口へ提出して利用する方法（以下本項による利用方法を「店頭受付扱」といいます）
- (3) 第1項にかかわらず、業務規程細則第56条第2項第1号に定める通常開示の請求のうち、同条第7項第1号①に定める事項の請求は、当行所定の事項を記入した書面を当行本支店窓口へ提出して行うものとします。
- (4) 第1項、第2項にかかわらず、業務規程細則第23条第3項に定める方法による変更記録請求および業務規程細則第56条第2項第2号に定める特例開示の請求は、当行所定の事項を記入した書面を決済口座取引店へ提出して行うものとします。

第3条（法人インバン扱における本人確認）

法人インバン扱による利用者の本人確認の方法は、「あわぎん法人インターネットバンキング利用規定」に定める方法によるものとします。

第4条（利用時間）

- (1) 法人インバン扱による本サービスの利用日、利用時間は、業務規程細則第4条に定める本会社の営業日、業務時間のほか、当行所定の利用日、利用時間内とします。ただし、午後3時以降は当日扱の記録請求は受付いたしません。
- (2) 前項にかかわらず、年末年始、ゴールデンウィーク、本会社の定める日は、本サービスの利用ができません。
- (3) 店頭受付扱による本サービスの利用日、利用時間は、業務規程細則第4条に定める本会社の営業日、業務時間とします。

第5条（記録請求等の受付期限）

- (1) 店頭受付扱による発生記録または譲渡記録（分割記録の請求と併せてする譲渡記録を含みます）の請求は、発生日または譲渡日の前銀行営業日（発生日または譲渡日を銀行営業日以外の日とする場合は2銀行営業日前）までに行ってください。
- (2) 店頭受付扱による業務規程第26条第2項に定める変更記録の請求は、変更記録の請求可能期間の最終日の前銀行営業日までに行ってください。
- (3) 店頭受付扱による業務規程第27条第4項に定める記録の請求は、当該請求の可能期間の最終日の前銀行営業日までに行ってください。
- (4) 店頭受付扱による業務規程第27条第5項に定める記録を請求しない旨の通知は、当該通知の可能期間の最終日の前銀行営業日までに行ってください。
- (5) 店頭受付扱による業務規程細則第33条第2項に定める請求の取消の依頼は、電子記録の日の2銀行営業日前までに行ってください。
- (6) 店頭受付扱による業務規程細則第34条第2項に定める請求の取消の依頼は、電子記録の日の2銀行営業日前までに行ってください。
- (7) 店頭受付扱による業務規程細則第23条第4項に定める変更記録の請求、業務規程細則第27条第2項第2号に定める保証記録の請求、業務規程第32条に定める支払等記録の請求は、変更記録、保証記録、支払等記録の日の前銀行営業日までに行ってください。
- (8) 業務規程細則第56条第2項第3号②、③に定める残高の開示の依頼は基準日の前銀行営業日までに行ってください。

第6条（利用特約の申込等）

- (1) 債権者利用限定特約または保証利用限定特約（以下「利用特約」といいます）の申込は、利用申込時に当行所定の利用申込書により申込むものとします。
- (2) 利用契約締結後の利用特約の締結または解除は、当行所定の書面により決済口座取引店に申込むものとします。
- (3) 前項による利用特約の解除にあたっては、当行所定の審査を行います。審査の結果、利用特約の解除を不承諾とする場合があります。

第7条（利用契約解約の申出方法）

業務規程第15条第1項に定める利用契約の解約は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第8条（本会社または当行による利用契約の解除に係る通知方法）

- (1) 業務規程第16条第2項、業務規程細則第8条第1項に定める本会社または当行による利用契約の解除に係る通知は、当行が書面により利用者に通知するものとします。
- (2) 当行が利用契約の解約に係る通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条（死亡した利用者の地位を承継した旨の届出方法）

- (1) 業務規程第17条第2項、業務規程細則第9条第1項に定める利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、当行所定の書面により死亡した利用者の決済口座取引店に届出るものとします。
- (2) 前項の届出にあたっては、当行の指定する書面を添付するものとします。

第10条（債務者利用停止措置期間経過後の債権者利用限定特約の解除方法）

業務規程細則第10条第2項に定める債権者利用限定特約の解除は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第11条（利用者登録事項の変更の届出方法）

- (1) 業務規程第19条第1項に定める利用者登録事項の変更の届出は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。
- (2) 業務規程第19条第3項に定める利用契約の地位を承継した旨の届出は、利用契約の地位を承継した者が、当行所定の書面により利用契約の地位を承継した者の決済口座取引店に届出るものとします。

第12条（破産手続開始決定等の届出方法）

業務規程第20条に定める破産手続開始決定等の届出は、書面により決済口座取引店に届出るものとします。

第13条（利用者の申出による利用制限措置の申出方法）

- (1)業務規程第22条第1項第9号、業務規程細則第14条第1項に定める自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨の申出は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。
- (2)前項による電子記録の請求制限の解除を希望する場合には、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第14条（電子記録の通知の方法）

業務規程第25条第2項に定める通知の方法は、以下の通りとします。

- ①法人インバン扱の場合は、利用者が法人インバンおよびでんさいWEBにより指定した電子メールアドレスに通知があった旨を配信し、利用者がでんさいWEBにより通知内容を確認するものとします。電子メールアドレスが変更となった場合は、利用者が法人インバンおよびでんさいWEBにより電子メールアドレスの変更処理を行うものとします。
- ②店頭受付扱の場合は、利用者の指定したファクシミリ番号あてにファクシミリにより通知します。ファクシミリ番号が変更となった場合は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。
- ③特定記録機関連更記録に係る通知の方法は、上記①・②によらず郵送、もしくは面前での交付等によるものとします。

第15条（店頭受付扱の通常開示結果の通知方法）

店頭受付扱による業務規程細則第56条第2項第1号に定める通常開示の結果の通知は、当行から当行所定の書面を交付する方法によるものとします。

第16条（電子記録の請求権限の付与に係る制限の方法）

- (1)業務規程第26条第4項、第27条第3項に定める制限（以下「指定許可」といいます）を利用する場合は、利用申込時に当行所定の利用申込書により決済口座取引店に届出るものとします。
- (2)利用契約締結後の指定許可の利用の申込または指定許可を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。
- (3)指定許可の方法は以下の通りとします。
- ①法人インバン扱の場合は、利用者がでんさいWEBにより所定の事項を登録して行うものとします。
- ②店頭受付扱の場合は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出て行うものとします。

第17条（債権者請求方式の利用）

- (1)業務規程第27条第1項に定める発生記録債権者請求方式を利用する場合は、利用申込時に当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。
- (2)利用契約締結後の発生記録債権者請求方式の利用の申込または発生記録債権者請求方式を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。

第18条（変更記録請求の方法）

業務規程細則第23条第4項に定める変更記録の請求は、前記第2条第1項または第2項に定める方法によるものとします。

第19条（電子記録の訂正および回復事由の通知方法）

業務規程細則第36条第6項に定める通知は、利用者が決済口座取引店に申出る方法によるものとします。

第20条（決済資金の預入れ）

口座間送金決済に必要な資金は、支払期日の前銀行営業日までに決済口座に入金してください。

第21条（口座間送金決済における債権金額の引落順序）

- (1)同日に複数のでんさいの債権金額の引き落としがある場合およびでんさい以外の引き落としがある場合、その引き落とし順序は当行の任意とします。
- (2)同日に複数のでんさいの債権金額の引き落としがある場合およびでんさい以外の引き落としがある場合に、その総額が決済口座の支払資金をこえるときは、そのいずれを引き落としかは当行の任意とします。

第22条（口座間送金決済の中止の申出方法）

業務規程細則第42条第2項に定める口座間送金決済中止の申出は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第23条（異議申立手続）

- (1)業務規程細則第46条第1項に定める異議申立および異議申立預託金の預け入れ手続は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出て行うものとします。
- (2)業務規程第50条第2項に定める異議申立預託金は、支払期日の午後3時までに決済口座取引店に預け入れるものとします。
- (3)業務規程細則第47条第2項に定める第2号支払不能事由が不正作出である場合の異議申立預託金の預け入れの免除の申立は、当行所定の書面により決済口座取引店に申し立てるものとします。

第24条（手数料）

- (1)本サービスの利用にあたっては、利用者は当行所定の手数料ならびにこれらに係る消費税相当額を支払うものとします。なお、利用契約を解約または解除された元利用者が、業務規程細則第5条に定める開示請求を行う場合も同様とします。
- (2)法人インバン扱による本サービスの利用にあたって必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他機器等については利用者が負担するものとします。
- (3)手数料は、毎月当行所定の日に、前月分を支払うものとします。ただし、本条第1項の元利用者が開示請求を行う場合を除きます。
- (4)手数料は、利用者が指定した口座から自動的に引き落とします。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定（当座勘定貸越約定を含む）の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または当座小切手の振出は不要とします。

第25条（サービス内容・規定の変更）

- (1)本サービスの内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は利用者が負担するものとします。
- (2)規定はサービス向上のため、または金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当な自由があると認められる場合は、任意に改廃することがあります。この場合は、変更内容に応じ相当の期間を持って変更後の本規定を下記(3)の通知手段により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
- (3)利用者は、前項の通知の手段として、郵便、電話、当行WEBサイト上への掲示、電子掲示板、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第26条（準拠法および合意管轄）

- (1)本規定の準拠法は日本法とします。
- (2)本サービスの利用に関して紛争が生じた場合の訴訟については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。ただし、業務規程、業務規程細則に係る紛争に関する訴訟については、業務規程第68条の第2項の定めによるものとします。

以上